学校いじめ防止基本方針

香取市立わらびが丘小学校

令和２年４月　策定
令和３年５月　改定
令和４年５月　改定
令和５年５月　改定
令和６年５月　改定
令和７年５月　改定
令和７年７月　改定
令和８年４月　改定

１　いじめに対する基本的な考え方

「いじめ」とは、「児童に対して、当該児童が在籍する小学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。

いじめは重大な人権侵害であり、いかなるもの（形態）であっても許されない。学校は全職員が一丸となって、いじめの防止、早期発見、発生時の適切な対処に努め、また、何人もそれを見て見ぬふりをすることは許されない。

また、学校はいじめ問題への対処にあたり、保護者等への正確でていねいな説明を行う。いじめの認知規準は⑴被害児童又は保護者からの訴えがあったとき。⑵学校が上記のいじめの定義に該当すると判断した時。⑶関係児童、外部からの報告があったとき。

２　いじめの形態（具体的な内容）

・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・ノートや教科書にいたずら書きをされる。
・写真や掲示物にいたずら書きをされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話、SNS、オンラインゲーム等で、誹謗中傷やいやなことをされる。

〈留意点〉

・けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知し、対応する。

・児童がいじめを意識して行った行為ではなく、また１回のみで継続して行われた行為ではなくても、その行為によって児童が心身の苦痛を感じている場合はいじめと認知して対応する。

参考：千葉県いじめ防止基本方針（平成２９年１１月１５日最終改定）

３　学校いじめ対策組織の設置と校内体制

香取市立わらびが丘小学校生徒指導部会を核とした『わらびが丘小学校いじめ防止対策委員会』を設置し、以下の取組を実施する。

⑴　学校いじめ防止基本方針を策定する。
⑵　学校いじめ防止基本方針に基づき、具体的な年間計画の作成・実施・検証・修正を実施する。
⑶　「いじめ防止」「早期発見」「いじめに対する措置」等に関する職員研修を企画・運営する。
⑷　学校におけるいじめの相談・通報の窓口となる。
⑸　いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を図る。
⑹　いじめの疑いに関する情報があった時の緊急対処方針の決定と保護者との連携を図る。
⑺　構成員は、生徒指導部会を基本とするも、⑴の基本方針の策定に際しては保護者等地域の代表も構成員とし、また⑸の緊急対処に際しては関係職員や必要に応じて、スクールカウンセラーやＰＴＡ役員をメンバーとする等、柔軟に定める。

わらびが丘小学校いじめ防止対策委員会

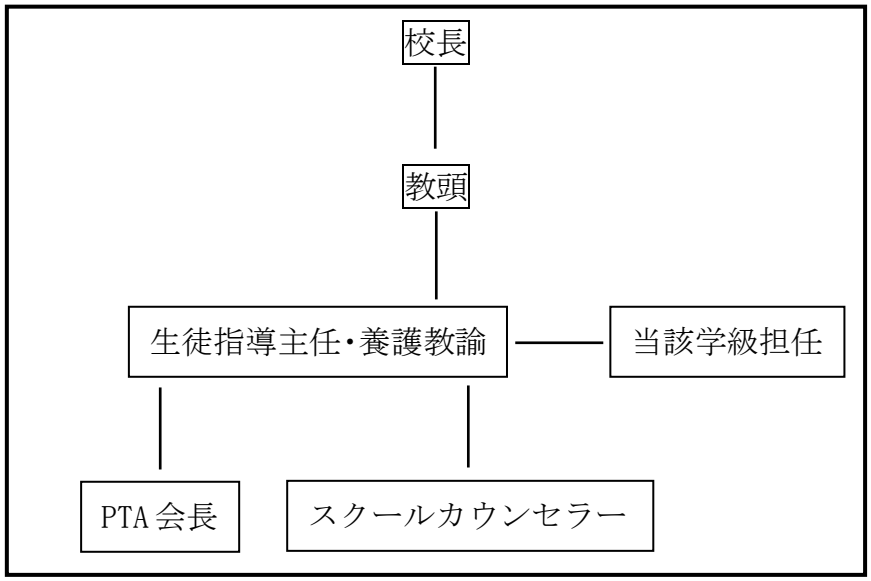

4　いじめ防止等のための方針

⑴　人権意識の向上や規範意識の醸成を図るとともに、生命を大切にする心を育むことによって、いじめの防止・早期発見に努める。

⑵　児童のコミュニケーション能力の向上を図るとともに、豊かな人間関係づくりを推進する中で、いじめの防止・早期発見に努める。

⑶　発達の段階に即した確かな児童理解、教育相談の重視、全職員による一貫性のある組織的な指導の中で、いじめの防止・早期発見に努める。

⑷　学校全体での暴力・暴言の排除、過度な競争意識や勝利至上主義等、児童のストレスを高くする指導を見直す中で、いじめの防止に努める。

⑸　「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにする。

⑹　学校と家庭・地域・関係機関が連携・協働して、いじめの早期発見に適切に努めるとともに、発生時には毅然と対処し、継続的にその指導にあたる。

5　具体的な取り組み

⑴　いじめの未然防止

いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえて、全ての児童を対象に、以下のようにいじめの未然防止に取り組む。

ア　いじめ防止等に向けた取組の年間計画等の作成と見直し

・学校いじめ防止等年間計画の作成と年度末における見直し
・教師用チェックリスト「いじめ問題への取組についての自己点検表」の活用
・教育相談の実施

イ　道徳教育及びいのちを大切にするキャンペーン等の充実

・全教育活動を通した、道徳教育の推進
・児童会活動等特別活動における、児童の自主的な活動の展開
　「いじめゼロ宣言」の採択と「イエローリボン運動」の実施
　「いじめゼロ集会」の実施
・豊かな人間関係づくり実践プログラムの推進
・道徳映像教材の活用
・自然体験や宿泊体験、職場体験等体験学習の推進
・人権教育等の推進
・読書活動の推進

ウ　インターネットを通じて行われるいじめ対策の推進

・情報モラル教育やサイバー教室による未然防止の推進
（情報モラルに関する授業の実施）

エ　教職員研修の推進

・職員会議でのいじめ防止等の対応や指導の共通理解
・いじめの防止等に関する事例研修（見る・聞く・感じる）の充実
・生徒指導の４つの視点を重視したわかる授業の展開
・教職員の児童を傷つける発言等や体罰・セクハラ根絶に向けた研修の実施
・情報モラル教育・サイバー教室の指導に係る研修の実施

オ　保護者や地域住民等への啓発活動

・「いじめ防止対策推進法」及び「わらびが丘小学校いじめ防止基本方針」の家庭への周知　（ＰＴＡ集会・学校ホームページ）
・「いじめゼロ宣言」の児童会での採択と周知（学校ホームページ）
・道徳の授業の公開
・各種リーフレット等、啓発資料の配付
香取市学校・家庭・地域が一体となった「ストップいじめ」
千葉県教育委員会保護者版
「いじめを許さない安全・安心な学校を作るために」

カ　特に配慮が必要な児童への対応

・発達障害を含む障害のある児童
・海外から帰国した児童や外国人の児童等外国につながる児童
・LGBTQ に係る児童

日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者と連携をし、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

⑵　早期発見

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりすることを教職員は認識し、以下のようにいじめの早期発見に努める。

ア　早期発見のための措置

・各種アンケートによる実態の把握
(教育相談アンケート１回、学校生活アンケート４回
学校評価アンケート２回)
・教育相談の実施
・日常的な一人一人への言葉かけとチャンス相談の有効活用
・「日記」や「連絡帳」等の活用
・昼休み等授業時間外での、児童の人間関係の観察
・電話連絡や家庭訪問等、保護者との日ごろからの連携
・職員打ち合わせ、職員会議における教職員間の情報交換
・「SOS の出し方教育」を活用し、児童が必要なときにいつでも SOS を出せるようにするための環境整備。（４月）

イ　相談体制の整備

・児童と教職員の豊かな人間関係の構築
・保健室やスクールカウンセラー相談室等の相談機能の充実
・相談ポストの設置
・いじめについて「話す勇気」の指導
・「相談記録簿」の作成と、教職員による情報の共通理解
・保護者や地域住民等から学校へのいじめ等の情報の連絡先
電話番号　７９－６６５５
担当：教頭・生徒指導主任・養護教諭

（参考）　○香取市ほっとダイヤル　＜教育委員会対応＞
電話番号　５０－１２８８
○子どもと親のサポートセンター
「２４時間子ども SOS ダイヤル」
電話番号　０１２０―０－７８３１０（なやみいおう）

⑶　いじめに対する対処

いじめの発見・通報（疑いを含む）を受けた場合は、特定の教員で抱え込まず、「いじめ発生時の対応マニュアル」に従って、組織的に対応する。

＜以下概要＞

ア　いじめの認知

・いじめの疑いについての初期情報の把握
保護者や地域住民等からの相談先：学校電話番号　７９－６６５５

イ　初期対応

①　『わらびが丘小学校いじめ防止対策委員会』で初期対応の方針の決定

②　教育委員会への報告と連携

③　いじめられている児童及びその保護者への方針説明

④　事実関係を明確にする調査

⑤　初期支援（指導）

ウ　二次対応

①　情報整理と具体的な指導・支援体制の確立（全職員での共通理解）

②　保護者への報告と支援・助言

エ　長期対応

①　関係児童（生徒）の心のケア

②　再発防止に向けた継続的な支援・指導・助言

オ　報告連絡体制

発見者 ⇒ 担任 ⇒ 生徒指導主任 ⇒ 教務主任 ⇒ 教頭 ⇒ 校長

校　長 ⇒ 教育委員会

※　順序を示しているが、緊急時には、臨機応変に対応する。

カ　重大事態発生時の関係機関との連携

（参考）　重大事態とは、（いじめ防止対策推進法・第２８条より）

(ア)いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたと疑いがあると認めたとき

(イ) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

＜重大事態が発生時の初動について＞

・『わらびが丘小学校いじめ防止対策委員会』の招集

メンバー：校長・教頭・生徒指導主任・養護教諭

当該学級担任・ＰＴＡ会長・（スクールカウンセラー）

・教育委員会への報告と連携（校長、教頭）

・調査方法（本人、関係児童、保護者等の聞き取り事実確認：

担任、生徒指導　担当、管理職）

・警察への通報など関係機関との連携（校長、教頭）

＜重大事態発生時の報告・連絡体制＞

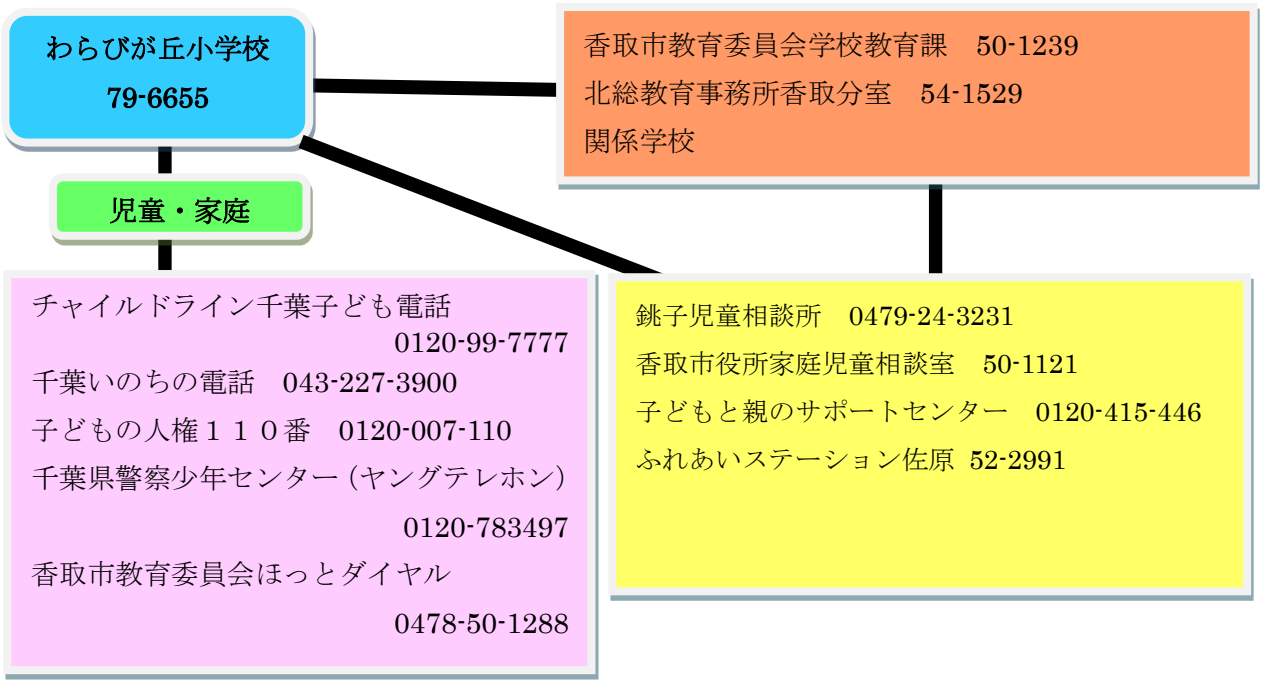

キ　いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が、少なくとも３か月以上無いことを目安とする。ただし、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6　その他

①　学校いじめ防止基本方針をホームページで公開する。

http://www.katori-edu.jp/warabigaoka-e/

②　学校いじめ防止基本方針は、毎年度、学校評価等を活用し見直す。

③　その他いじめの防止等に関する措置